

2019年度 定期航空協会 年次総会 資料

- 【1】 2018年度事業報告 …… P. 1
- 【2】 2019年度事業方針 …… P. 10
- 【3】 役員を選任 …… P. 14

2019年5月22日

【1】2018年度事業報告

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2018年度事業として実施した協会運営、各政策課題への取り組み等は以下のとおりである。

I. 協会主催の会議

1. 総会

(1)年次総会 開催日 2018年5月28日
議案 ①2017年度事業報告
 ②2017年度収支決算
 ③2018年度事業方針
 ④2018年度収支予算
 ⑤役員を選任

(2)臨時総会 開催日 2018年4月3日
議案 ①監事を選任

2. 理事会（前年102回まで）

(1)第103回 開催日 2018年4月25日
議案 ①2017年度事業報告
 ②2017年度収支決算
 ③2018年度事業方針
 ④2018年度収支予算
 ⑤役員を選任

(2)第104回 開催日 2018年12月17日
議案 ①春秋航空日本（株）の定期航空協会入会について
 ②「飲酒問題に係る専門委員会」の設置について

(3)第105回 開催日 2019年3月25日
議案 ①Peach Aviation(株)の定期航空協会入会について
 ②バニラ・エア（株）の定期航空協会入会について
 ③ジェットスター・ジャパン（株）の定期航空協会入会について

(4)第 106 回 開催日 2019 年 4 月 8 日
議 案 ①定期航空協会 調査広報研究費の執行について

(5)第 107 回 開催日 2019 年 4 月 24 日
議 案 ①常任委員の交代について

Ⅱ. 各政策課題への対応

1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

(1) 航空政策特別委員会・航空議員連盟合同会議への対応

航空業界に精通する国会議員に対し、業界発展のため、経営課題や航空行政上の課題、および、その課題に対する取り組み状況を報告した。また、業界要望として「首都圏空港機能強化」、「航空イノベーションの推進」、「FAST TRAVELの推進」を要望した。

(2) 飲酒関連事項

2018年度は航空従事者による飲酒に係る不適切事例が連続して発生したため、再発防止をはかるため定期航空協会内に新たに飲酒問題に係る専門委員会を設置した。委員会では各社の経験や知見を共有し再発させない打ち手として教育、啓蒙、仕組みづくりを検討した。このうち教育、啓蒙については2018年度内に教材を発行している。

(3) 安全対策の強化

① 「安全委員会」

会員各社の社長を委員とする「安全委員会」を2回開催した。第1回目は、航空保安の専門家より講義を受け、その内容に関する議論をおこない、経営トップの情報、知見の共有を図った。また、第2回目は「飲酒に関する不適切事象」の再発防止策について議論し、業界団体として取り組む施策内容を委員の間で確認をした。加えて、業界共通のアルコール検査方式について検討を開始した。

② 「機内迷惑行為防止」対策

緊急時に客室乗務員の指示に従わず、荷物を持ったままの避難や撮影を行う事例が報告されている。国土交通省航空局と対策を検討した結果、緊急時には客室乗務員の指示に従って頂く旨を、ポスターにて周知することとなった。あわせて、機内での盗撮等の迷惑行為禁止についても同一ポスターにて周知することとした。当該ポスターは内容の性質や重要性から、航空局の名義使用が許可され、4月より各空港にて掲示をしている。

(4) 航空保安対策の強化

空港の保安検査機器の高度化を図るため、2019年度中に全国主要空港へボディースキャナーが導入されることが決定している。導入費用は、定期航空協会の要望を踏まえ、航空会社負担分(50%)を国が負担することとなっている。

(5) 今後の航空保安のあり方について

国をターゲットとしたテロは年々高度化・広域化し、その対策は民間企業の能力を超えたものとなっている。こうしたなか、我が国において今年度以降開催される国際的な各種イベントに向けて安全・安心な航空輸送を堅持すべく、航空・空港保安の両観点で、国土交通省航空局等、関係機関と意見交換を行った。あわせて、その議論を踏まえて自民党の「運輸安全推進議連」において、高度かつ持続可能な保安体制を実現すべく航空業界としての意見要望を行った。

(6) 滑走路端安全区域（RESA）対策に関する対応

滑走路端安全区域（RESA）は、2013年にICAO勧告に基づいた基準に改正され（原則90m以上）、全ての空港に同基準が適用されることとなった。2018年度は、大阪航空局管轄下のRESA用地の確保が容易でない広島空港や長崎空港等に関する対策検討委員会が3回開催された。整備にあたっては、運航への影響を最小化するよう定期航空協会からも意見を申し入れ、大阪航空局策定の計画に反映された。

(7) 安全自主点検

航空機からの落下物事象等を背景とした航空機運航の品質に係る社会の関心が高まっているとの認識の下、航空業界の品質管理と安全性向上を目的とし、会員社の整備部門と運航部門で自主的な安全点検を行い、その結果を会員社内で共有した。

(8) 有色防除雪氷剤

国内空港では、これまでは無色の防除雪氷剤が使用されて来たが、2018年の防除雪氷剤の製造に係る国際会議「Society of Automotive Engineers」において、防除雪氷剤への着色が義務付けられた。これを受け、定期航空協会は着色防除雪氷剤の使用に関する課題の洗い出しを行い航空局に提起するとともに、着色防除雪氷剤の使用を許可する通達等を早急に発出するよう意見を申し入れている。

加えて、着色剤を使用することが空港近隣の住民の方々に不要な不安を与えることが無いよう、航空局に対策を求めるとともに、全国空港ビル事業者協会と情報交換を行っている。

2. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

(1) 航空券連帯税(仮称)の導入反対

国際連帯税が法制化された場合の課税方法のひとつとして検討されている航空券連帯税は、その使途として途上国支援が考えられており、「受益と負担」に合理的理由が見出せないため導入反対を訴えている。加えて、航空旅客が直接的に受益をしない新たな税を賦課することは、政府が掲げる観光先進国の実現に逆行するとの考えのもと、導入反対を主張し、2019年度の導入が見送られた。

(2) 航空機燃料税への対応

2019年度末に特例措置の期限を迎える航空機燃料税の次年度要望策定にむけて、外部のコンサルティング企業を活用し調査研究を重ねると共に、国土交通省航空局と定期的な協議を行い、航空機燃料税のあり方を検討している。課税金額や課税対象者の変更などについては長期的な課題として引き続き調査研究を行う一方、来年度税制改正要望においては3年間の単純延長を国土交通省航空局に要望することとした。

(3) 運航乗務員不足への対応

世界的な航空需要の増大に伴い運航乗務員が不足しており、我が国においても将来的な課題となっている。2016年8月、定期航空協会より国土交通大臣あてに航空大学校の定員拡大要望書を提出した結果、2018年4月以降、一学年の定員が72人から108人に拡大された。定期航空協会としては、引き続き、運航乗務員の総数を増加させる等の施策を検討している。

(4) 首都圏空港機能強化に向けた取り組み

首都圏空港機能強化の取り組みに対して定期航空協会も、会員社の機内誌を活用した告知支援や、ラジオ番組作成や雑誌取材への協力、国土交通省主催の「羽田空港等見学会」の開催に際し会員社の格納庫見学等に協力を行っている。また、航空機からの落下物対策として、国土交通省航空局が策定をした「落下物対策総合パッケージ」に基づいた、「落下物被害者救済制度協定書」を会員社が円滑に締結できるよう、国土交通省航空局へ協力を行った。

(5) 那覇空港および福岡空港滑走路増設事業への対応

那覇空港滑走路増設事業は2020年3月末の供用開始が予定されているが、それに要する事業費については、過去の定期航空協会の要望を踏まえ、2019年度航空局予算においても一般会計から特例的な繰り入れ措置が継続している。また、福岡空港滑走路増設については、かねてより国土交通省航空局に対し、必要な財源を確保することを要望してきたが、2019年度

航空局関係予算においても「民間委託（コンセッション）により適切な財源を確保する」ことが明記され、歳入に運営権対価が計上された。

(6) 「将来の航空交通システムに関する推進協議会」(CARATS)への対応
国土交通省航空局主催の「将来の航空交通システムに関する推進協議会」に参加し、各施策の進捗状況を確認している。CARATSの実現には、地上の施設整備だけではなく、機上の装備の対応が必要であり、課題を整理して議論・検討を進めている。

(7) 外国人人材採用への対応

定期航空協会は、政府が推進する「特定技能の在留資格に係わる制度運用に関する基本方針」の策定にあたり、与党の国土交通部会へ参加し、意見を表明した。航空業界が抱える昨今の人手不足問題などを踏まえると、増加する航空需要への応需能力確保策の一つとして、外国人人材の受入れが必要であること、航空業界としては外国人人材に対する必要なサポートを十分に行った上で、積極的な活用を図りたい旨を主張し、新たに創設された特定技能14分野の内の1つとして、航空分野(航空機整備・空港グランドハンドリング)が認められた。

3. 利用者利便の向上に係る事項

(1) 国際観光旅客税への対応

2019年1月7日発券分より「国際観光旅客税」の徴収が開始された。定期航空協会は、税収は負担者である国際航空旅客に裨益する用途とするよう、関係各所に要望をおこなった。その結果、平成31年度「観光庁予算」において、納税者である国際航空旅客が使用する空港の設備投資、具体的には「円滑な出入国の環境整備」「FAST TRAVELの推進」等に予算が計上されるに至った。

(2) 航空イノベーションの取り組み

航空需要の更なる拡大が見込まれる一方、生産年齢人口の減少を背景とした現場業務の人手不足など、供給面の制約も懸念されている。

このような課題に対応し、先端技術の活用や、地上支援業務の省力化・自動化に向けて、官民一体となって取り組む体制を目指し、国土交通省航空局と全国空港ビル協会と共催で第2回「航空イノベーション推進官民連絡会」を開催した。

(3) 祝日法改正の動きへの対応

「海の日」の意義を国民に浸透させるため、2014年から「海の日」を7月20日に固定しようとする祝日法改正の動きがある。「海の日」を含む3連休は、観光需要の喚起に繋がっているため、ハッピーマンデーを維持しつつ、「海の日」の意義を広く国民に理解してもらう必要があるとの認識に立ち、観光関係団体と連携をした。

(4) サマータイム導入へ向けた動きへの対応

2020年東京五輪・パラリンピック大会組織委員よりサマータイム制度導入に関する検討の提案があった。定期航空協会は、サマータイム導入には十分に時間をかけた国民的な議論と理解が必要であること、並びに空港運用制限等のルールの再調整や交渉が必要となりそれには相当な時間が必要になることを主張した。結果としてサマータイム導入は見送られることとなった。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

(1) 環境対策

① 日本経済団体連合会(経団連)活動への対応

経団連がとりまとめをおこなっている温室効果ガス対策に係る「低炭素社会実行計画」において、航空分野の目標値は「2020年度の有償トンキロあたりCO2排出量を2005年度比21%削減」となっている。会員社の2017年度CO2排出量の実績は、2005年度比21%削減となり目標値に達成をした。この実績と合わせて、2020年度での確実な計画達成にむけた航空分野の取組みを経団連へ報告した。

② 国際航空分野における温室効果ガス排出削減対策への対応

2016年10月のICAO総会において、世界的な温室効果ガス排出削減制度 CORSIA (Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation) の2021年からの適用開始に向けて、ICAOにおいて制度の詳細な検討が進んでいる。これを踏まえ、我が国でも2019年1月から国土交通省航空局に対して国際線運航時のCO2排出量の報告制度が開始された。定期航空協会は会員社が当該報告制度に対応できるよう、必要な情報提供を行うなど支援を行った。

③ バイオジェット燃料等代替燃料への対応

2015年3月に、バイオジェット燃料等代替燃料の導入に向けて、経済産業省・国土交通省主催「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたバイオジェット燃料の導入までの道筋検討委員会」が設置され、

定期航空協会も参加をしている。国は、2020年に国産バイオジェット燃料を利用したデモ飛行の実施を目指しており、定期航空協会も関係各所と課題抽出とその解決に向けた検討を継続的におこなっている。

(2) サイバーセキュリティ対策強化への対応

今後我が国において開催される国際的な各種イベントを控え、航空産業は国の重要インフラ事業者と位置付けられており、国の主導のもと、サイバーセキュリティ対策の一層の強化が求められている。定期航空協会はセプターカウンシル（事業者間でのサイバーセキュリティ関連情報の共有などを行う場）の幹事社として、他重要インフラ事業者と共にサイバー攻撃への対応力強化を図った。また、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）主催の分野横断的演習への参加、「交通ISAC」（航空、鉄道、物流のサイバーセキュリティ強化が目的）検討会等へ参加した。

(3) バリアフリーへの対応

すべてのお客様に快適かつ安全に航空機を利用して頂くため、定期航空協会は会員各社の取り組み状況や意見を集約し、国土交通省航空局と連携を図りながらバリアフリー対策の強化を進めている。2019年4月1日より施行される改正バリアフリー法に基づき、航空会社は「ハード・ソフト計画」の作成等の義務が生じるため、業界団体として各社事業計画を踏まえた意見を述べた。

(4) 子育て応援コンソーシアムへの対応

急速に進む少子高齢化という国難に対し、子育てを応援する社会的な機運醸成に社会全体で取り組むべく、「子育て応援コンソーシアム」が内閣府主催で開催された。定期航空協会は航空業界として子育て世帯を応援する取り組み事例を紹介した。

Ⅲ. 総務、広報関連事項

国土交通省をはじめとした関係省庁・機関等からの通達、連絡事項の周知及び各種照会事項に関し、速やかに対応するとともに、定期航空協会のウェブサイトスマートフォンやタブレット端末でも閲覧できるように情報公開に努め、会員サービスの充実を図った。

Ⅳ. 役員及び会員会社の現況 (2018年度末)

1. 役員

会長・理事	平子 裕志	全日本空輸(株)	代表取締役社長
理事長	辻岡 明		
理事	赤坂 祐二	日本航空(株)	代表取締役社長
監事	大鹿 仁史	日本貨物航空(株)	代表取締役社長
監事	谷 寧久	(株)AIRDO	代表取締役社長

2. 会員会社 (全16社)

日本航空(株)	(株)エアージャパン
ANAホールディングス(株)	(株)ソラシドエア
全日本空輸(株)	(株)スターフライヤー
日本貨物航空(株)	ANAウイングス(株)
日本トランスオーシャン航空(株)	(株)ジェイエア
日本エアコミューター(株)	(株)フジドリームエアラインズ
スカイマーク(株)	エアアジアジャパン (株)
(株)AIRDO	春秋航空日本 (株)

【2】2019年度事業方針

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成にむけた、2019年度事業方針は以下のとおり。

I. 航空を取り巻く情勢

海外においては、米中の貿易摩擦により中国の経済成長に減速感が出始めていることに加え、イギリスのEU離脱問題等により、今後の世界経済の不透明感が増している。

国内においては、景気は引き続き緩やかな回復基調にあるとされているが、中国経済をはじめとする世界経済の動向や、上昇基調に転じている燃油価格の影響に留意する必要がある。

加えて、インバウンドが増加する日本の航空需要を商機と捉える海外航空会社との競争激化や、生産年齢人口減少による人手不足問題への対応、航空機燃料の不足問題など、本邦航空業界には課題が山積している。これらの課題解決を図るためにも、海外の航空会社と対等に競争ができる環境の整備や、先進技術を活用した「航空イノベーション」実現に向けた取り組みを官民一体となって進める必要がある。

また、本邦航空業界には、観光先進国や地方創生という政府目標の実現に向け、継続的な訪日需要の喚起や、訪日旅客の地方誘客を通じた地域経済活性化、誰でも気軽に旅行を楽しむことができるバリアフリー、ストレスフリー環境整備への貢献が求められている。

2019年1月から導入された「国際観光旅客税」の税収は、これらの目標達成に向けた空港利用環境の整備をはじめ、納税者である航空旅客が納得感を得られる用途に活用されることが期待されている。

II. 基本方針

定期航空協会は、安全運航の堅持を第一に、日々変化する情勢に迅速かつ的確に対応する。また、利用者利便の向上を図り、日本経済の発展や地方創生に貢献していくため、以下の通り取り組んでいく。

1. 公共交通機関としての重要な責務である安全・安心な航空輸送サービスを提供し続けるための取り組みを進める。
2. 海外の航空会社と対等に競争できる環境を整備するため、諸外国と比較し負担が大きくかつ我が国固有の公租公課のあり方について検討する。
3. 2020年を見据えた、首都圏空港の機能強化に向けた取り組みや、我が国航空輸送を巡る課題に対応するための「航空イノベーション」の推進を

国土交通省航空局と共に進める。

4. 重要な社会インフラとしての役割を果たすため、環境対策や、バリアフリー対策、さらには民営化後の空港運営のあり方などの課題へ取り組んでいく。

Ⅲ. 重点課題

1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

公共交通機関の重要な責務である安全・安心な航空輸送サービスを提供するため、安全委員会での議論等を通じ、航空業界全体の安全文化の醸成や安全に関わる知見の共有に取り組むとともに、航空の安全についての啓発活動を行う。特に、航空従事者が連続して発生させた飲酒に関する不適切な事案は、航空の安全に対する信頼が損なわれる危機的な状況であると重く受け止め、業界一体となった対策を継続して実行する。

また今後、我が国で開催される国際的な各種イベントを見据え、テロの脅威への対策等、航空に関する保安のあり方について、関係各所と継続的に協議し、安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に向けて取り組む。

加えて、訪日旅客の拡大や地方誘客等を支える航空輸送サービスの基本である定時運航の維持や、航空機運航に必須である航空機燃料の安定的な確保を目指し、関係各所と協議を行う。

2. 我が国航空業界の競争力強化

本邦航空会社が、今後も増加する訪日旅客などを確実に取り込み、持続的に成長・発展していくため、定期航空協会は海外の航空会社と対等に競争できる環境を整備していく必要がある。このため、航空需要増加や生産年齢人口減少に伴う運航乗務員やグランドハンドリング人材の不足に代表される、航空に関わる人材不足問題などについて、外国人人材の活用を含め、解決にむけた取り組みを推進する。

また、2019年度末には我が国特有の税である下記の諸税に対する軽減措置等が期限を迎えるため、その延長について国土交通省航空局等の関係各所と協議を行う。

- ・航空機燃料税
- ・国内線就航機に対する固定資産税
- ・地球温暖化対策税
- ・航空機の部分品に係る関税

加えて、検討が継続されている「航空券連帯税」（仮称）は、「受益と負担」に合理的な理由が見出せないうえ、観光先進国実現に向けた取り組みに逆行するとの考えのもと、引き続き導入反対を訴え行動していく。

3. 利用者利便の向上に係る事項

利用者利便の向上が期待される空港の機能強化に関する国土交通省航空局の取り組みに引き続き協力を行う。特に2020年の首都圏空港機能強化にむけた航空局の取組も佳境を迎え、「羽田空港等見学会」における会員社の格納庫見学への要望も前年以上に増えているため、これらの要望について定期航空協会として積極的に対応する。加えて、航空機からの落下物対策について業界一体となった対策を継続して実行する。2019年1月から導入された「国際観光旅客税」については、負担者である国際航空旅客が確実に受益するような使途となるよう、今年度も引き続き、関係各所に要望を行う。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

定期航空協会は、2019年度に新たに3社が加入したことにより、すべての特定本邦航空運送事業者が会員となり、業界団体としての組織力や発信力の強化が図られたと考える。今後も、定期航空協会の発信力を活用し、社会的な問題の解決に役割を果たしていく。特に、航空輸送サービスが社会インフラとしての役割を果たし続けるためには、環境との共生が必要不可欠であるとの考えのもと、温暖化対策をはじめとした環境問題への議論に積極的に参加をする。バイオジェット燃料等代替燃料や国際航空分野におけるグローバル MBM (Global Market Based Measure) については、国土交通省航空局と密に連携を図りながら進めていく。またオリンピック・パラリンピック等の国際的なイベントの開催を見据え、バリアフリー対応等、関係各所と連携して取り組んでいく。

IV. その他

1. 総務、広報関連事項

国土交通省はじめ関係省庁等からの通知、意見照会、各課題の検討に際し、会員各社とのコミュニケーションを密にし、情報の周知や意見反映等の充実を図る。また、協会及び航空業界へのより広範な理解が得られるよう、ウェブサイト等を活用した情報発信を促進する。

V. 会員会社の現況（2019年4月）

日本航空(株)	(株)エアージャパン
ANAホールディングス(株)	(株)ソラシドエア
全日本空輸(株)	(株)スターフライヤー
日本貨物航空(株)	ANAウイングス(株)
日本トランスオーシャン航空(株)	(株)ジェイエア
日本エアコンピューター(株)	(株)フジドリームエアラインズ
スカイマーク(株)	エアアジアジャパン (株)
(株)AIRDO	春秋航空日本 (株)
Peach・Aviation (株)	バニラ・エア(株)
ジェットスター・ジャパン(株)	

(全19社)

【3】 役員を選任

役職	新役員名	現役員名
理事・会長	平子 裕志 (全日本空輸(株))	平子 裕志 (全日本空輸(株))
理事長	大塚 洋	辻岡 明
理事	赤坂 祐二 (日本航空(株))	赤坂 祐二 (日本航空(株))
監事	大鹿 仁史 (日本貨物航空(株))	大鹿 仁史 (日本貨物航空(株))
監事	谷 寧久 (株AIRDO)	谷 寧久 (株AIRDO)

以上